

毎月22日は「人権を確かめ合う日」です
人権のひろば

☎ 人権・同和政策課
 (TEL) 354-8156 (FAX) 354-8611)

**「12月4～10日は人権週間
 —より良い未来へ—」**

世界人権宣言を知っていますか。令和6年度四日市市民人権意識調査では、世界人権宣言を約4人に3人がよく知らないと回答しています。

世界人権宣言は、基本的人権の尊重を初めて国際的に示した大切な宣言です。第二次世界大戦の経験から、平和と人権の尊重が求められるようになり、1948年に国連総会で採択されました。この宣言をもとに、国際人権規約や個別の人権条約が制定され、人権を守るための基盤が整えられました。

日本では、世界人権宣言が採択された12



令和6年度
人権週間ポスター

月10日を最終日とする12月4日からの1週間を人権週間と定め、全国的に啓発活動が実施されます。本市でも「じんけんフェスタ」(詳しくは、本号P9を参照)を開催し、人権に関する映画の上映のほか、市内の各小・中学校や保育園・幼稚園・こども園による作品展示、人権擁護委員による人権相談などを行います。

人権週間をきっかけに、人権に関するさまざまな催しに触れながら、より良い未来のために、あなたの身の回りの人権や、誰もが尊重される社会について考えてみませんか。



本市の魅力为全国へ

昨年度の本市のふるさと納税事業で、寄附件数の多かった上位5社の返礼品提供事業者へ、事業への協力に感謝の意を表すため、感謝状を贈呈しました。

本市では、ふるさと納税による市税の流出が、寄附受け入れ額よりもはるかに多く、令和5年度から専門部署を設けるなど対策を進め、直近3年間で、寄附受け入れ額を約8.7倍に増加させるとともに、市税の流出との収支差(赤字額)を43%減少させました。

この結果は、これまでの取り組みはもとより、ひとえに、本市の魅力や特色を伝える返



礼品を提供いただく事業者の協力なくしては、なしえない成果です。

今回感謝の意を表した5社が取り扱う返礼品は、ごま油、お酒、半導体、牛肉、萬古焼と、いずれも本市の水と緑が育む逸品ばかりで、非常にバラエティに富むのが特徴です。返礼品は、本市の多様な魅力为全国へ発信する広報大使と言えます。今回の5社をはじめとして、ほかにもご協力いただいている多くの皆さんに、改めてこの場を借りてお礼を申し上げます。